



みょうけん こういちろう
明見 孝一郎

見えない新型コロナウイルスに
「正しく恐れて、適切に行動しましょう！」

令和2年6月発行
明見 孝一郎
後援会 会報

発行責任者 妹尾 貴之
編集責任者 馬場 彰彦
《内部資料》

5月21日に新型コロナウイルス感染症も収束し「緊急事態宣言」が解除されました。医療関係者をはじめ感染症拡大防止にご尽力とご協力いただいた全ての方々に敬意と感謝を申し上げます。徐々に自粛要請も緩和され元の生活に戻りつつありますが、まだまだ終息に至るまでは引き続き不要不急の外出は控えるなど、適切な行動が必要です。

これまで市議会においても「尼崎市議会災害時連絡会議」を設置し、新型コロナウイルス感染症に対する各種の対策を協議し対応してまいりました。また、今年度に入り新型コロナウイルス感染症に係る臨時議会、及び*専決処分にて一般会計補正予算の追加を行い、感染症の拡大予防や市民・事業者に向けた支援策に取り組んでいます。その取り組み状況について掲載しますので、ご利用または必要な方にもお伝え下さい。

*専決処分とは、議会で議決の前に市長が代わって処分すること

【各地区の地域振興センター(地域課)に相談サポート窓口を設置】

※ 支援や手続きのサポートが必要な方へ

6月1日より、新型コロナウイルス総合サポートセンター(本庁舎)に加え、各地域課にも「相談サポート窓口」を設置しますので、ご相談下さい。

相談窓口	場所	受付時間	問い合わせ先
市役所	本庁舎 南館1階	午前9:00～午後17:00 (6月中は平日以外も対応)	Tel 06-6489-6279
立花地域課	立花庁舎	午前9:00～午後17:00 (平日のみ)	Tel 06-6427-7770
武庫地域課	武庫西生涯学習プラザ		Tel 06-6431-7884
大庄地域課	大庄北生涯学習プラザ		Tel 06-6419-8221
中央地域課	中央北生涯学習プラザ		Tel 06-6482-1760
小田地域課	小田南生涯学習プラザ		Tel 06-6488-5441
園田地域課	園田庁舎		Tel 06-6491-2361

【臨時相談窓口(中小企業センター)を移転】

※ 経営相談や支援を必要とする事業者の方へ

6月1日より、臨時相談窓口を出屋敷リベル3階に移転します。尚、セーフティーネット4号5号などの認定は、引き続き中小企業センターで行っています。

相談窓口	相談内容	受付時間	問い合わせ先
出屋敷リベル (3階)	労働相談	午前9:00～午後17:00 (土日、祝日含む)	Tel 080-2432-1017 Tel 080-2432-1216 Fax 06-6430-7655
	経営相談		
	従業員の雇用		
	融資や公的な補助金などの相談		
	税金の徴収猶予などの納税相談		
	専門家への相談		

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々への主な支援制度【個人】

1. 生活資金に関するもの

支援制度	対象	支援内容	問い合わせ先
特別定額給付金【給付】 予算：468億円	基準日(R2年4/27)に住居基本台帳に記録されている方	給付対象者1人につき10万円を給付する 5/27～郵送、5/29～受付審査開始 6/5までに申請書が届かない場合は、お問合せ下さい。	【市】 特別定額給付金専用ダイヤル 06-6415-8071
子育て世帯への臨時特別給付金【給付】	令和2年4月分の児童手当(特別給付を除く)の受給者の方(児童が4月から新高校1年生となっている場合含む)	児童手当(特別給付を除く)を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、対象児童1名につき1万円の臨時特別給付金(一時金)を支給する	【市】 こども福祉課 06-6489-6349
緊急小口資金【貸付】	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯	10万円以内(世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる、又、介護の必要な高齢者や障害のある方がいる場合などは、20万円以内)を貸付する	【その他】 社会福祉協議会 06-6489-3793
総合支援資金(生活支援費)【貸付】	休業により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	月額15万円以内(複数世帯は20万円以内)を3か月以内(延長した場合は最大12か月以内)貸付する	【その他】 社会福祉協議会 06-6489-3793
住居確保給付金【給付】	離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれがある方	家賃相当分(限度額あり)の給付を3か月(延長した場合は最大9か月)支給する	【市】 しごと・くらしサポートセンター 北部 06-6850-0584 南部 06-6415-6287

2. 支払いの猶予・減免等に関するもの

支援制度	対象	支援内容	問い合わせ先
国民健康保険料【減免】	新型コロナウイルスにより生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯や主たる生計維持者の収入が前年度と比較して10分の3以上減少が見込まれる世帯(前年所得制限あり)等	新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の納付が困難な世帯に対して保険料の減免を行う	【市】 国保年金課 06-6489-6423
国民健康保険料【分割納付】	収入が減ったなどの理由により、一時的に保険料の納付が困難となった方	新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の納期内納付が困難な世帯に対して支払い回数を増やすことなどにより納付しやすくする	【市】 国保年金課 06-6489-6434
国民年金保険料【免除】	失業した方や収入が減少した方	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対して保険料の免除等を行う	【市】 国保年金課 06-6489-6434
介護保険料【減免】	新型コロナウイルスにより生計維持者が死亡又は重篤の第1被保険者、又生計維持者の収入が一定以上減少する見込みの第1号被保険者	失業等の理由で保険料を納めることができない場合に所得に応じて介護保険料を減免する	【市】 介護保険事業担当 06-6489-6376

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々への主な支援制度 【個人】

2. 支払いの猶予・減免等に関するもの

支援制度	対象	支援内容	問い合わせ先	
介護保険料 【分割納付】	未納保険料を一括で納付することが困難な方	生活維持困難等の理由で保険料を分けて納めたい意思がある場合に納付相談(分納)を受ける	【市】 介護保険事業担当	06-6489-6376
市税(市民税、固定資産税、軽自動車税等) 【徴収猶予の特例】	令和2年2月以降に、事業等に係る収入が一定以上減少し、一時に市税の納付が困難な方	市税の徴収の猶予を最大1年間受けることができる(担保の提供は不要、延滞金は免除)	【市】 納税課	06-6489-6274
個人市民税(失業廃業減免) 【減免】	失業又は廃業により収入がなくなりその後の求職活動によってもなお仕事が無く生活が著しく困難となった方(前年所得の制限あり)	勤労に基づく所得から計算する所得割額について減免を行う	【市】 市民税課	06-6489-6246~6248
個人市民税(所得減少減免) 【減免】	失業廃業減免の対象者以外で当年分の所得が前年度と比較して2分の1以下に減少し生活が著しく困難となった方(前年所得の制限あり)	普通所得から計算する所得割額について減免を行う	【市】 市民税課	06-6489-6246~6248
水道料金及び下水道使用料 【減免】	本市の水道事業及び下水道事業の全契約者	申し込み手続きは不要。水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本使用料について令和2年7月検針分もしくは8月検針分から、それぞれ6か月分を全額減免する	【市】 上下水道部経営企画課	06-6489-7405
水道料金及び下水道使用料 【支払い猶予】	収入が減少した等の事情で水道料金及び下水道使用料の支払いが困難になった方	水道料金及び下水道使用料の支払いに関する相談を上下水道お客様センター(06-6489-7420)にて受付、支払いが困難と認められた場合、納入期限の猶予を行う	【市】 上下水道部料金担当	06-6489-7406

3. 労働・就労に関するもの

支援制度	対象	支援内容	問い合わせ先	
労働相談 【相談】	資金や労働環境等について相談を希望する方	賃金や労働環境等に関して社会労務士等の労働問題に精通した者が相談を受ける	【市】 しごと支援課	06-6430-7635
労働条件相談「ほっとライン」 【相談】	賃金や労働環境等について相談を希望する方	賃金や労働環境等に関して専門の知識を持つ相談員が相談を受ける	【国】 厚生労働省委託先 東京リーガルマインド	0120-811-610
無料職業紹介 【就労支援】	就労を希望する方	就労支援員が面談を実施し適正把握、求人検索、面接練習等を通じて就職につなげる	【市】 しごと支援課	06-6430-7635

4. 子育て・教育に関するもの

支援制度	対象	支援内容	問い合わせ先	
ファミリーサポートセンター事業利用料の負担軽減 【還付】	小学校が休業したことによりファミリーサポートセンター事業を利用した方	小学校が休業したことによりファミリーサポートセンター事業を利用した場合の利用料を還付する	【市】 こども福祉課	06-6489-6349
高等教育修学支援新制度 【給付・貸付】	家計の急変により学費等の支援が必要な方	授業料・入学金の免除や減額、給付型奨学金及び貸与型奨学金等の相談を受ける	【その他】 奨学金相談センター	0570-666-301

市政に関するご相談等がございましたらお気軽にご連絡下さい

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々への主な支援制度 【事業者】

支援制度名称	対象	支援内容	問い合わせ先	
緊急つなぎ資金貸付制度 【貸付】 予算：4,300万円	市内で店舗などを賃貸し事業を行う個人事業主・小規模事業者	店舗などの賃料の3か月分相当額(上限額50万円)を貸付。無利子・無担保。6か月間据置き後、一括返済(返済期限はR3.3.31)申込期限7/31	【市】 地域産業課	06-6430-9750
①セーフティーネット保証(4号・5号) ②危機関連保証	中小企業者	①(4号)突発的災害の影響で売上などが減少している場合の支援措置 ②(5号)全国的に業況の悪化している業種への支援措置 ③突発的な事象の影響で実際に売上などが減少している場合の支援措置	【その他】 尼崎地域産業活性化機構	06-6488-9565
休業要請事業者経営継続支援金 【給付】	兵庫県の休業要請などに応じて、4月から5月の売上が前年比50%以上減の中小法人・個人事業主	【中小法人】30~100万円(ホテル・旅館、飲食等施設は10~30万円) 【個人事業主】15~50万円(ホテル・旅館、飲食等施設は5~15万円) *休業要請に応じた期間により変動	【県】 経営継続支援金 相談ダイヤル	078-361-2281
雇用調整助成金の特例措置の緩和・拡大 【給付】	兵庫県の休業要請などに応じて、4月から5月の売上が前年比50%以上減の中小法人・個人事業主	経済的な理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業手当に要した費用を助成する制度の要件などを6/30まで緩和・拡大	【県】 ハローワーク 助成金デスク	078-221-5440
持続化給付金 【給付】	ひと月売上が前年比50%以上減の事業主	(中小法人)200万円 (個人事業主)100万円 *昨年1年間の売上からの減少分が上限	【国】 持続化給付金事業 コールセンター	0120-115-570
小学校休業等対応助成金 【給付】	2/27~6/30に小学校などの臨時休業のために就業できなかった保護者を雇用する事業主	労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた場合、対象者1人につき1日当たり8,330円を上限に助成	【国】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター	0120-60-3999
テイクアウト・デリバリー等促進支援事業 【給付】 予算：5,300万円	市内の飲食店	4月以降に支払ったテイクアウトやデリバリーなどに必要な経費を10万円を上限に全額補助	【市】 地域産業課	06-6430-9750
市内飲食店等応援プロジェクト「尼のさきめし」	市内の飲食店 小売店・サービス業	支援者が応援したい飲食店などの店舗に代金を支払いするためのサイトを市が開設。店舗の費用負担はなし	【市】 地域産業課	06-6430-9750
尼崎のお店まるごと応援プロジェクト「あま咲きチケット」 予算：1,450万円	市内の中小事業者	クラウドファンディングサイトを通じて支援を募り、店舗登録した事業者を支援	【市】 同プロジェクト 実行委員会	06-6430-9750

後援会連絡所 〒660-0095 兵庫県尼崎市大浜町2-26

TEL:06-6415-2131